

「邑南町空き家等の適正管理に関する条例」の概要

邑南町が平成 24 年に実施した空き家数調査の結果を見ると、危険な空き家は町内に 30 棟あり、この数は今後も増えていくことが予想されます。このような状況は生活環境や景観へ悪影響を来とし、町民からの苦情も寄せられるようになっていきます。

邑南町では、町民の安全で安心な暮らしの実現のため、所有者に空き家等を適正に管理する責務を規定し、危険な空き屋等に対しては所有者に適正な管理を促す基本的ルールを定めた「邑南町空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。

空き家数調査（平成 24 年度実施）

危険な空き家… 30 棟

将来危険になることが予想される空き家… 21 棟

年間を通じて全く管理… 334 棟

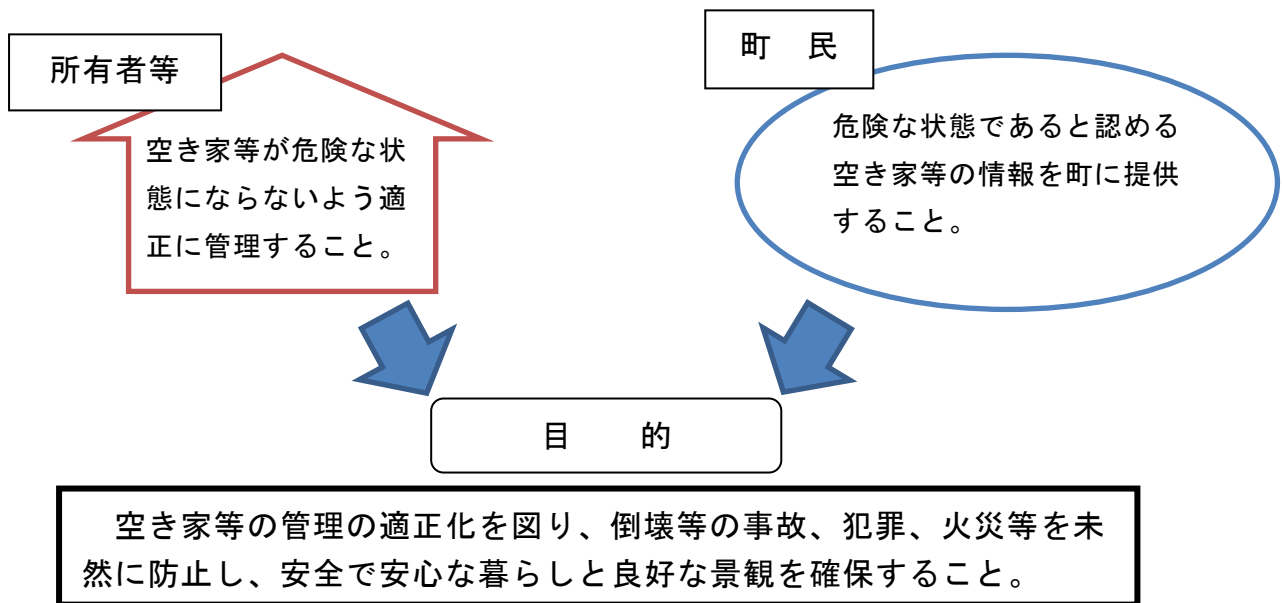
空き家等が適正に管理されないと、次のようなことが心配されます。

防災… 倒壊、屋根材の飛散・落下など

防犯… 犯罪、放火など

衛生… ごみの放置、害虫の発生、動物の繁殖など

条例では「所有者」と「町民」、「町」が連携して空き家対策に取り組むため、それぞれの義務や役割を次のように規定しています。



町

- ① 空き家等の実態調査
- ② 空き家等が危険な状態（※ 1）にあると認めるときは、所有者等に必要な措置について指導
- ③ （指導に対応されない場合）必要な措置について勧告
- ④ （勧告に対応されない場合）必要な措置について命令
- ⑤ （命令に対応されない場合）氏名、住所等の公表・代執行（※ 2）
- ⑥ 空き家等の危険が切迫している場合は、所有者等の同意を得て緊急措置

（※ 1）危険な状態とは、防災、防犯、衛生面などを総合的に判断します。

（※ 2）代執行では、所有者の代わりに町が工事を執行し、所有者等に負担を求めることになります。